

**令和 8 年度（2026 年度）
広島市会計年度任用職員（児童館・放課後児童クラブ指導員）募集案内
【令和 8 年 9 月採用】**

令和 8 年（2026 年）7 月 15 日
広島市こども未来局放課後対策課

試 験 日	令和 8 年 8 月 8 日（土）又は 9 日（日）
受 付 期 間	令和 8 年 7 月 15 日（水）～ 7 月 31 日（金）（必着）

1 採用予定数等

採用予定数	勤 務 場 所	職 務 概 要
25 名程度	広島市内の児童館又は放課後児童クラブ	児童の遊びの指導、生活指導等

※ 採用後、他の児童館又は放課後児童クラブに異動になる場合があります。

2 受験資格（年齢制限はありません。）

次の（1）から（3）までの全ての要件を満たす人

（1）次のいずれかに該当する人（令和 8 年 8 月末までに取得見込みの人を含む。）

- ア 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する人
（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格である普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する人）
- イ 保育士の資格を有する人
- ウ 社会福祉士の資格を有する人
- エ 学校教育法の規定による大学・大学院若しくは外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかを専修する学科・課程を修めて卒業した人又は同法 102 条 2 項の規定により大学院への入学が認められた人
- オ 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、2 年以上かつ 1500 時間程度以上、児童福祉事業に従事した人

（2）次のいずれかに該当する人（令和 8 年 8 月末までに取得見込みの人を含む。）

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者

（3）次のいずれにも該当しない人

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験の日時、会場、合格発表

科目	日 時	会 場	合格発表
作文 面接	8月8日(土) 又は9日(日) 詳細は受験票でお知らせします。	広島市役所北庁舎(中区役所) 3階第6会議室 (中区国泰寺町一丁目4番21号)	8月14日(金) (発送予定)

〔注〕(1) 試験当日は、筆記用具(鉛筆、消しゴム等)を持参してください。

(2) 試験の結果は、可否にかかわらず受験者全員に通知します。

(3) 電話・メール等での可否の問合せは受け付けません。

4 試験の内容

科 目	内 容
作 文	文章による表現力等についての筆記試験〔50分：約800字〕 (前回試験の出題テーマ：「指導員として取り組みたいこと」)
面 接	主として人物、識見等についての個別面接

5 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類 ※提出書類は受付後、返却しません。

ア 申込書(最近3か月以内に撮影した写真(正面向き、脱帽、上半身のもの)を必ず貼ってください。)

イ 次の(ア)～(オ)のいずれか(直接持参の場合は提示でも可。取得見込みの人を除く。)

(ア) 教諭免許状(写しでも可。なお、免許状を紛失した場合は、「教育職員免許状授与証明書」(免許状の交付を受けた都道府県教育委員会が発行)でも可)

(イ) 保育士の資格証書(写しでも可)

(ウ) 社会福祉士の資格証書(写しでも可)

(エ) 大学等の社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかを専修する学科・課程を卒業したことを証明するもの(卒業証書の写し、卒業証明書など学科又は課程名が明記されているもの)又は大学院への入学を認められたことを証明するもの

(オ) 高等学校卒業又はこれに準ずることを証明するもの(卒業証書の写しなど)及び児童福祉事業に従事したことを証明するもの(別添所定のもの)

ウ 郵便はがき1枚(受験票として返送します。あて先に受験者の住所・氏名を明記して下さい。なお、持参の場合も必ず提出してください。)

(2) 提出先

○郵送の場合

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号 広島市こども未来局放課後対策課 行

○持参の場合

広島市こども未来局放課後対策課まで持参(場所は問合せ先を参照)

(3) 受付期間

令和8年7月15日(水)から7月31日(金)まで(必着)

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による申込みは、7月31日(金)までに上記の提出先に到着したものに限り受け付けます。消印有効ではありませんので、気を付けてください。

(4) 個人情報の取扱い

申込書等に記載された個人情報については、採用選考試験及び採用に関する事務の目的で使用します。

6 採 用

(1) 採用予定日は、令和8年9月1日です。

(2) 合格者は、採用候補者名簿（原則として令和9年3月31日まで有効）に登載し、採用される資格を取得します。

なお、合格者数は、採用予定数と辞退見込数等を基礎として決定されますので、採用予定数を若干上回ることもあり、欠員等の状況によっては、合格しても採用が予定日より遅れたり、採用されないことがあります。

※採用予定日に採用とならない合格者については、合格発表時にその旨を通知します。

(3) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和8年8月末までに取得できない場合は、採用される資格を失います。

(4) 受験資格を取得見込みの人は、令和8年8月末までに取得できない場合は採用される資格を失います。

(5) 採用は全て条件付で、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

(6) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等に接する業務については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。確認の結果、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、こども性暴力防止法に基づき、本来の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ採用までの過程において、書面等により、特定性犯罪の前科の有無の確認を行うとともに、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行います。

7 待遇、勤務条件等

(1) 任用期間

採用日から令和9年3月31日まで。

（令和9年4月1日以後について、人事評価等に基づき、引き続き1年ごとに勤務（再度の任用）をお願いすることがあります。ただし、再度の任用は、65歳に達する日の属する年度の末日を超えては行いません。）

(2) 勤務日、勤務時間等（変更になる場合があります。）

原則として、勤務日は4週間を通じて20日、勤務時間は下表のとおりです。

区分	児童館指導員（児童館担当）	児童館指導員（放課後児童クラブ担当） 放課後児童クラブ指導員
勤務時間	週28時間45分（4週間で週平均28時間45分、1日5.5時間～5.75時間） ・平日：12時45分～18時30分 ・夏休みなどの学校休業日：12時～18時30分の間で交替勤務 ・土曜日：10時～17時の間で交替勤務	週28時間45分（4週間で週平均28時間45分、1日5.5時間～5.75時間） ・平日：12時45分～18時30分 ・夏休みなどの学校休業日：8時00分～18時30分の間で交替勤務 ・土曜日：8時30分～17時の間で交替勤務

(3) 勤務を要しない日（変更になる場合があります。）

区分	児童館指導員（児童館担当）	児童館指導員（放課後児童クラブ担当） 放課後児童クラブ指導員
勤務を要しない日	原則として、4週間を通じて8日（全ての日曜日を含む。）です。 あわせて、下記の勤務を要しない日があります。 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○12月29日～1月3日 ○8月6日※ ※ 8月6日が出勤日の場合、代休日を取得できます。	原則として、4週間を通じて8日（全ての日曜日を含む。）です。 あわせて、下記の勤務を要しない日があります。 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○12月29日～1月3日 ○8月6日※ ※ 8月6日が出勤日の場合、代休日を取得できます。

(4) 給与等

初任給 報酬月額 約194,000円（地域手当を含む。）
 年収見込 約3,234,000円（期末手当及び勤勉手当を含む。）
 このほかに交通費及び時間外勤務手当が規定に基づいて支給されます。
 なお、上記金額は募集時点のものであり、給与改定等により変更となる場合があります。

(5) 加入保険等

健康保険（広島市職員共済組合）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用並びに年次有給休暇制度があります。

(6) 放課後児童支援員認定資格研修について

採用された場合、放課後児童支援員認定資格研修を受講・修了していただきます。
 なお、すでに修了している場合は、再度受講する必要はありません。

8 その他、受験に際しての注意事項

- (1) 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「指導員受験申込書」と朱書するとともに、受付期限に遅れないよう、余裕をもって送付してください。
- (2) 返送された受験票は、試験当日、必ず持参してください。
- (3) 試験会場には駐車できませんので、車での来場はご遠慮ください。
- (4) 不明な事項があれば、下記に問い合わせてください（試験の内容にかかわる質問にはお答えできません。）。

◆ 問 合 せ 先 ◆

広島市子ども未来局放課後対策課（広島市役所北庁舎別館1階）
 TEL：（082）242-2014

